

令和5年度 動物取扱責任者研修会

本日の主な研修内容

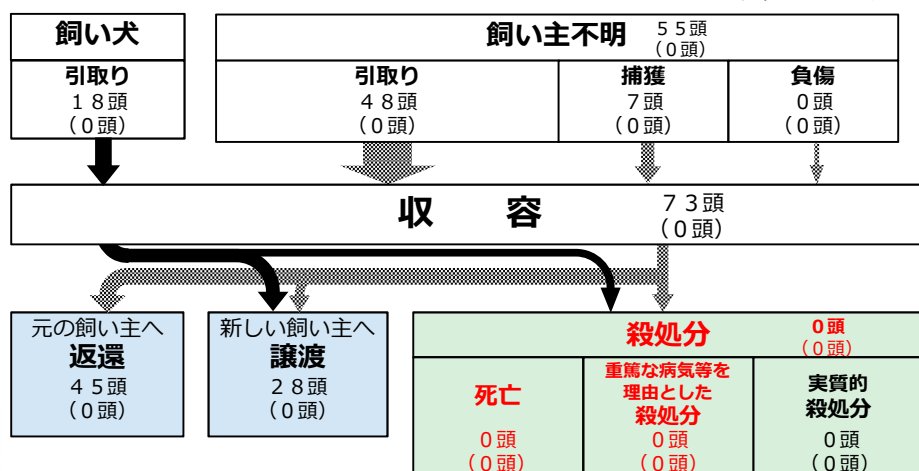
- 1 動物取扱業に関連するオンライン申請について
- 2 狂犬病予防法の特例制度について
- 3 動物取扱責任者の実務について（員数、責任者変更等）
- 4 その他

福岡市の犬猫収容措置状況

収容措置状況 (R4)

【犬】

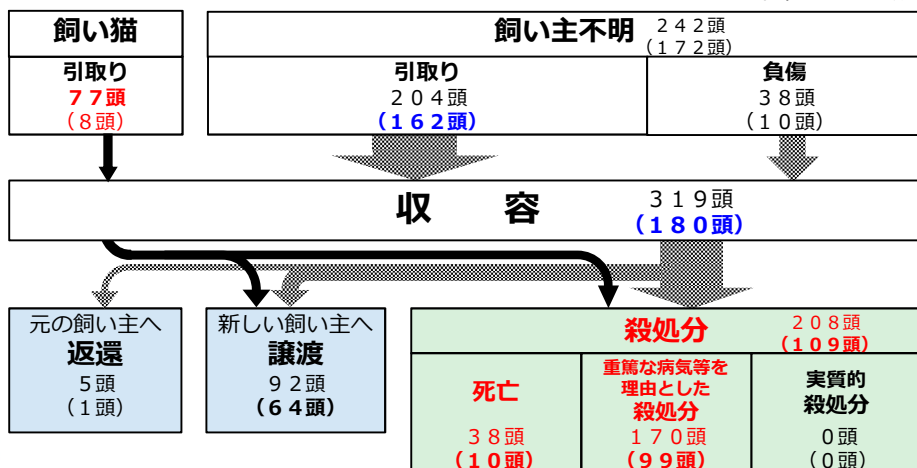
() うち子犬の数



収容措置状況 (R4)

【猫】

() うち子猫の数



本日の主な研修内容

- 1 動物取扱業に関連するオンライン申請について
- 2 狂犬病予防法の特例制度について
- 3 動物取扱責任者の実務について (員数、責任者変更等)
- 4 その他

1 オンライン申請

- (1) 第一種動物取扱業
- (2) 狂犬病予防注射済票の交付

(1) 第一種動物取扱業

【対象】

新規登録及び更新登録

【申請手数料等の支払い】

クレジットカードによるオンライン決済のみ（領収書なし）

【方法】

- ①事前に動物愛護管理センターへ相談し、必要書類を確認
- ②必要書類をそれぞれPDFデータ又は画像データで事前に準備
- ③申請フォームに従い、各項目を入力して送信。

【申請後の流れ】

- ①申請内容確認後、申請者へ立ち入り日程の連絡
- ②立ち入り検査
- ③登録証等の送付

【注意点】
申請日＝受付日や登録日ではありません！

申請フォーム画面（抜粋）

事業所情報

第一種動物取扱業登録申請書 **必須** （最大3件まで入力可能）

1件目 第一種動物取扱業登録申請書

事業所の名称 **必須**

例：ペットショップ動物

事業所の所在地 **必須**

例：福岡市東区蒲田5丁目10-1

事業所の連絡先（電話番号） **必須**

例：092-691-0131

動物取扱責任者 氏名 **必須**

例：福岡 花子

（2）狂犬病予防注射済票の交付

【対象】

注射済票の交付及び再交付

【申請手数料等の支払い】

クレジットカードによるオンライン決済のみ

【方法】

- ①申請フォームに従い、各項目を入力。
※「犬の登録番号」の入力も是非お願いします。
- ②獣医師が発行した「狂犬病予防注射済証明書」は
PDFデータ又は画像データで読み込み。
（再交付は「狂犬病予防注射済証明書」不要）

【申請後の流れ】

申請内容確認後、注射済票を郵送

申請フォーム画面（抜粋）

犬の情報

必須 最大20件まで入力可能

20頭までの申請をまとめて行うことができます。2頭以上申請を行いたい場合は、「追加する」のボタンを押し、申請を行いたい犬の頭数分の情報を入力してください。1頭のみ申請の方はフォーム入力後、「追加する」のボタンは押さずにお進みください。

1件目
所有者の氏名 <small>必須</small>
<input type="text"/>
所有者住所 <small>必須</small>
<input type="text"/>
犬の登録番号（半角英数字） <small>任意</small>
<small>鑑札番号またはマイクロチップ番号を入力してください。不明な場合は空欄にして次の項目へお進みください。</small>
<input type="text"/>
犬の名前 <small>必須</small>
<input type="text"/>
犬の種類 <small>必須</small>
<input type="text" value="選択してください"/>

各制度のご案内

- (1) 譲渡サポート店制度
- (2) 犬猫パートナーシップ店制度

(1) 譲渡サポート店制度

センターの譲渡犬猫をペットホテルなどの施設で預かっていただき、犬猫の出会いの場として、譲渡のサポートをしていただく制度。

主に猫の譲渡のご協力をお願いしています。

HP「[ずっといっしょ.com](http://zutto-itsusho.com)」で動物取扱業者の紹介も行っていきます。

※R4年度の猫の収容頭数は犬の4倍以上、

主な認定基準

- 福岡市内の第一種動物取扱業であり、犬又は猫の飼養施設を有すること。
- センターの譲渡犬猫を施設で預かって飼育し、飼い主さがしをすること。



いつでも募集しています！

(2) 犬猫パートナーシップ店制度

ペットショップで購入するだけでなく、動物愛護管理センターの譲渡犬猫も選択肢の一つであることを市民に啓発することや、適正飼育の推進をしていただく制度。

HP「[ずっといっしょ.com](http://zutto-itsusho.com)」で動物取扱業者の紹介も行っていきます。

主な認定基準

- 福岡市内の第一種動物取扱業であり、犬猫販売業の登録施設を有すること。
- 飼い主への販売時、以下のことを誓約させた上で販売すること。
 - ① 飼育可能な住宅に居住していること
 - ② 終生飼育すること
 - ③ 万一飼えなくなった際は、必ず新たな飼い主を探すこと



ご協力お願いします！

ご清聴ありがとうございました。

動物愛護管理センター 電話自動音声案内システムの導入について

令和5年3月27日（月）以降、動物愛護管理センターに電話をかけた場合、以下のとおり着信先を振り分けるガイダンスが流れます。

お問い合わせの内容に合わせて番号を選択してください。なお、ガイダンス中でも番号の選択をすることが可能です。

【ガイダンス内容】

- ◆犬猫の収容・譲渡に関するお問い合わせ ⇒ 「1」
- ◆犬に関するお問い合わせ ⇒ 「2」
- ◆猫に関するお問い合わせ、家庭動物啓発センターへのお問い合わせ ⇒ 「3」
- ◆動物取扱業、東部動物愛護管理センターへのお問い合わせ ⇒ 「4」

本日の主な研修内容

- 1 動物取扱業に関連するオンライン申請について
- 2 狂犬病予防法の特例制度について
- 3 動物取扱責任者の実務について（員数、責任者変更等）
- 4 その他

狂犬病予防法の特例制度とは



- ▶ 環境省データベースにマイクロチップ情報登録を行った場合に、そのデータ登録を自治体での狂犬病予防法における犬の登録申請とみなす。
(マイクロチップを鑑札とみなす)
- ▶ 自治体窓口での犬の登録、変更等の手続きが不要。
- ▶ 鑑札を紛失することがない。(再発行手続きなし)

狂犬病予防法の特例制度の注意点

- ▶ 全国一律の制度ではなく、自治体ごとに参加・不参加が異なる。
(最新の参加状況は環境省指定登録機関ホームページで確認)
- ▶ 福岡市は令和5年3月1日に参加。(それ以前は適用外)
- ▶ 参加自治体から不参加自治体へ移動した場合、移動先では鑑札が必要

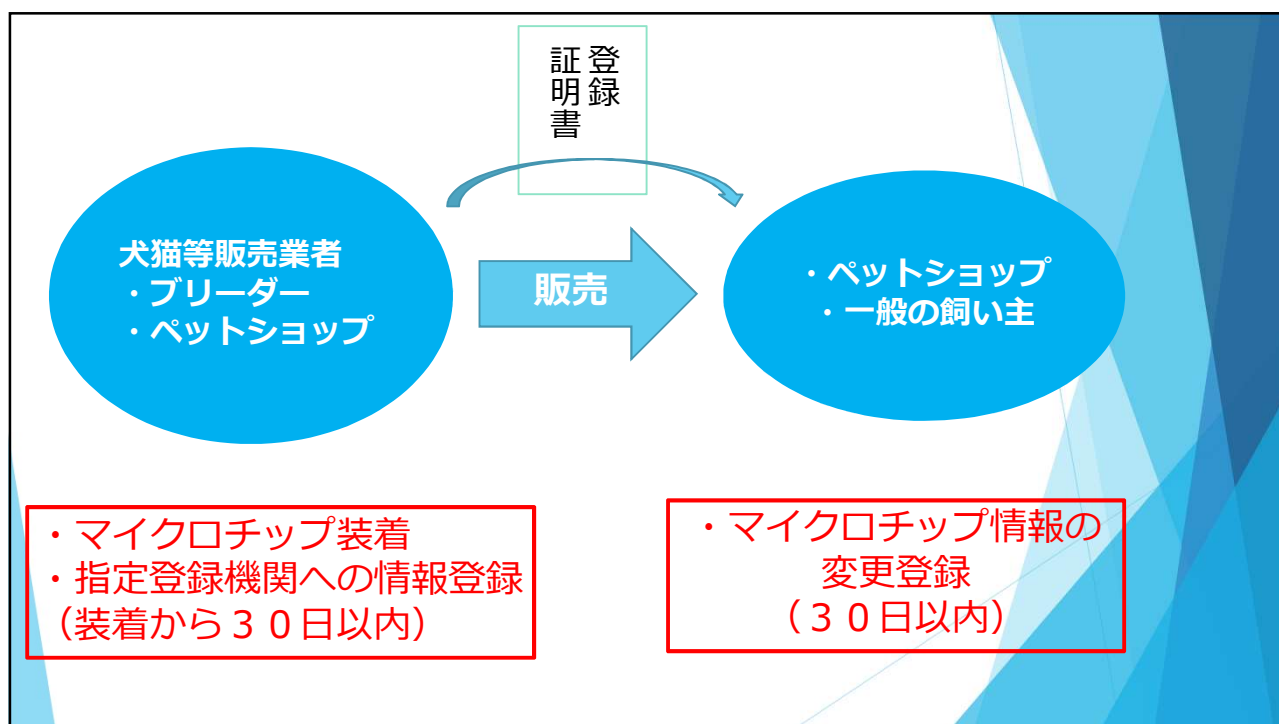
福岡県内の 参加自治体 (23市町村)	福岡市 北九州市 春日市 大野城市 那珂川市 小郡市 太宰府市 筑紫野市 宗像市 古賀市 福津市 朝倉市 宇美町 篠栗町 志免町 須恵町 新宮町 久山町 粕屋町 小竹町 筑前町 東峰村 大刀洗町
福岡県内の 不参加自治体	糸島市 久留米市 宮若市 等

令和5年10月1日現在

犬猫販売時の マイクロチップ情報変更登録について

犬猫販売時のマイクロチップの情報変更登録について

- ▶ 令和4年6月1日から、ブリーダーやペットショップ等で販売される犬や猫について、マイクロチップの装着及び環境省への登録が義務化された。
- ▶ マイクロチップを装着した犬や猫を購入・譲り受けた場合は、マイクロチップ情報の変更登録が義務。



犬猫の店舗間移動に伴うマイクロチップ登録事項変更について

- ▶ 犬猫を店舗間で移動した場合には、移動後30日以内に環境省指定登録機関の登録の変更を忘れずをお願いいたします。
- ▶ 特例制度に参加していない自治体への移動の場合、鑑札（自治体窓口での手続き）が必要。

狂犬病予防注射申請 ハガキについて

福岡市における犬の登録番号

- ・マイクロチップが装着されていない犬
- ・マイクロチップが装着されているが、特例制度の対象ではない犬

H20-000000

2000-000000



生後91日齢以上で、
マイクロチップが挿入されており、
令和5年3月1日以降に
環境省に登録のある犬

マイクロチップ番号

3921400000000000

狂犬病予防注射申請ハガキ

登録番号記入欄にマイクロチップ番号の
記載をお願いします



郵便はがき 東区

料金後納郵便

住所
氏名 様
電話番号をご記入下さい→TEL
住所等の変更や記載事項の誤りがあれば、赤字で訂正してください。

登録・狂犬病予防注射申請書
令和 年 月 日

(犬の所在地)

種類	よび名
毛色	体格
性別	生年月日
登録番号	射済番号

問診欄・当日の健康状態

※犬の体調によっては注射ができない場合もあります。

どちらか一方に○を記入してください。	はい	いいえ
・食欲、元気がありますか。	○	○
・下痢、吐き気、嘔がありますか。	○	○
・注射の後に具合が悪くなったことがありますか。	○	○
・1ヶ月以内にワクチンを受けていますか。	○	○

犬を連れてこられる時は下記の事項にご注意ください!!

- ・当日の健康状態がはっきりわかる方がお連れください。
- ・発情、妊娠、授乳中は注射できません。
- ・走って連れてこないでください。また注射後は、安静にさせてください。
- ・犬を制御できる方がお連れください。

問診欄に記入の上、はがきを必ず持参してください。

20000595 ここからお開けください

本日の主な研修内容

- 1 動物取扱業に関連するオンライン申請について
- 2 狂犬病予防法の特例制度について
- 3 動物取扱責任者の実務について（員数、責任者変更等）
- 4 その他

動物取扱業の実務について

- （1）動物取扱責任者の資格要件と変更届について
- （2）従業員の員数規制と変更届について

(1) 動物取扱責任者の資格要件と 変更届について

動物取扱責任者の要件

動物取扱責任者は下記の①～④のいずれかの条件を満たす必要があります

- ① **獣医師**の免許を取得していること
- ② **愛玩動物看護師**の免許を取得していること
- ③ **資格 + 実務経験**（または飼養従事経験）を有していること
- ④ **学校卒業 + 実務経験**（または飼養従事経験）を有していること

資格について

- ▶ 福岡市において、資格要件と認めている資格に限ります。
認めている資格一覧は、「わんにゃんよかネット」の「動物取扱業について」のページに掲載しております。
- ※「トリマー」「訓練士」等で、認定団体以外が発行した資格の場合は認められません。
- ▶ 資格証の提示が必要です。
責任者の変更等を行う際は資格証の提示をお願い致します。

福岡市において動物取扱責任者等の資格要件として認めている資格等

No	資格名	認定団体名	業の種別				
			販売	保管	貸出し	訓練	展示
1	獣医師	農林水産省	○	○	○	○	○
2	愛玩動物看護師	農林水産省	○	○	○	○	○
3	愛玩動物飼養管理士(1・2級)	公益社団法人日本愛玩動物協会	○	○	○	○	○
4	愛玩動物管理士	一般社団法人全国ペット協会	○	○	○	○	○
5	UHAH認定実習生しつけインストラクター	公益社団法人日本動物病院協会	○	○	○	○	○
6	動物看護師(3級)	公益社団法人日本動物病院協会	○	○	○	○	○
7	公認訓練士	公益社団法人日本警察犬協会		○	○	○	
8	公認訓練士	一般社団法人ジャパニケルクラブ		○	○	○	
9	愛犬飼育管理士	一般社団法人ジャパニケルクラブ	○	○	○	○	○
10	GOT (Good Citizen Test)	一般社団法人優良家庭犬普及協会		○	○	○	
11	実験動物技術者(2級)	公益社団法人日本実験動物協会	○	○	○	○	○
12	乗馬指導者(初級)	公益社団法人全国乗馬倶楽部振興協会	○	○	○	○	○
13	乗馬指導者(中級)	公益社団法人全国乗馬倶楽部振興協会	○	○	○	○	○
14	地方競馬教養センター 幼年登録了者	地方共同法人地方競馬全国協会	○	○	○	○	○
15	愛護動物取扱管理士	一般社団法人新潟県動物愛護協会	○	○	○	○	○
16	公認馬術指導者資格 指導員	公益社団法人日本体育協会	○	○	○	○	○
17	公認馬術指導者資格 コーチ	公益社団法人日本体育協会	○	○	○	○	○
18	競技別指導者資格 馬術指導員	公益社団法人日本体育協会	○	○	○	○	○
19	競技別指導者資格 馬術コーチ	公益社団法人日本体育協会	○	○	○	○	○
20	競技別指導者資格 馬術上級コーチ	公益社団法人日本体育協会	○	○	○	○	○
21	トリマー (初級・中級・上級・教師)	一般社団法人全日本動物専門教育協会	○	○	○	○	○
22	動物管理師 (初級・中級・上級・教師)	一般社団法人全日本動物専門教育協会	○	○	○	○	○
23	乗馬実習生 (初級・中級・上級・教師)	一般社団法人全日本動物専門教育協会	○	○	○	○	○
24	動物介在福祉士 (初級・中級・上級・教師)	一般社団法人全日本動物専門教育協会	○	○	○	○	○
25	ペットシッター (平成21年4月1日以降の取得者)	特定非営利活動法人日本ペットシッター協会		○		○	
26	認定ペットシッター	ペットシッタースクール		○		○	
27	調教師	地方共同法人地方競馬全国協会	○	○	○	○	○
28	動物取扱士(3級)	特定非営利活動法人九州馬獣保護協会	○	○	○	○	○
29	小動物飼養販売管理士	協同組合ペット・サービスグループ(PSG)	○	○	○	○	○
30	飼育技師(動物飼育・水産飼育) (2年度以降の資格取得者に限る)	公益社団法人日本動物園水族館協会	○	○	○	○	○

学校卒業（教育要件）について

- ▶ 福岡市では基本的に、学校ごとの認定は行っていません。
業種ごとに必要な科目を履修しているか、個別に判断します。
- ▶ 提出書類
 - 卒業証書（原本）もしくは卒業証明書（原本）
 - 成績証明書（原本）
 - シラバス（履修内容がわかるもの）
- ▶ 審査について
書類提出後、10日～2週間程度、時間がかかります。

動物取扱責任者の変更について

▶ 提出書類

○第一種動物取扱業変更届出書

○動愛法第12条第一項第一号から第七号の二までに該当しないことを示す書類

○実務経験証明書

○資格証

様式第7（第5条第3項関係）年 月 日

福岡市長 宛
届出者 氏 名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
住 居 等
電話番号

第一種動物取扱業変更届出書

氏名・名称・住所・代表者氏名
事業所の名称・所在地
動物取扱責任者の氏名
主として取り扱う動物の種類及び数
飼養施設の種類・構造及び規模
飼養施設に属する設備の種類、規模等（大又は小に依る）
役員の名簿・役員
事業所以外の場所において重要事項の説明等をする職員
事業所に配置される職員の最低数
従業員数
犬猫等健康安全計画

全変更したので、

動物の飼養及び管理に関する法律第14条第2項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

1 登録年月日	年 月 日
2 登録番号	
3 第一種動物取扱業の種類	<input type="checkbox"/> 販売 <input type="checkbox"/> 保管 <input type="checkbox"/> 貸出し <input type="checkbox"/> 訓練 <input type="checkbox"/> 展示 <input type="checkbox"/> その他（ ）
4 変更内容	(1)変更前 (2)変更後
5 変更年月日	年 月 日
6 変更理由	
7 添付書類	<input type="checkbox"/> 登記事項証明書/ <input type="checkbox"/> 役員が法律第12条第1項第1号から第7号の2までに該当しないことを示す書類/ <input type="checkbox"/> 動物取扱責任者が法律第12条第1項第1号から第7号の2までに該当しないことを示す書類/ <input type="checkbox"/> 動物取扱責任者が法律第12条第1項第1号から第7号の2までに該当しないことを示す書類/ <input type="checkbox"/> 動物取扱業の年次報告/ <input type="checkbox"/> 1号等の履修内容/ <input type="checkbox"/> 年次報告、年次報告（本文は動物の飼養又は保管を行う場合に限り）/ <input type="checkbox"/> 飼養施設の種類及び構造の図面/ <input type="checkbox"/> その他（ ）
8 備 考	

第一種動物取扱業実務経験証明書

実務経験者	氏名	
	生年月日	
実務に就事した事業所	名称	
	所在地	
	電話番号	
	登録年月日	年 月 日
飼養施設	種別	<input type="checkbox"/> 販売 <input type="checkbox"/> 保管 <input type="checkbox"/> 貸出し <input type="checkbox"/> 訓練 <input type="checkbox"/> 展示 <input type="checkbox"/> その他（ ）
		<input type="checkbox"/> 別 <input type="checkbox"/> 無
従事した実務種別	<input type="checkbox"/> 販売 <input type="checkbox"/> 保管 <input type="checkbox"/> 貸出し <input type="checkbox"/> 訓練 <input type="checkbox"/> 展示 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
実務従事期間	年 月 日 ~ 年 月 日 (年 ヲ月 ※1ヶ月未満は切り捨て)	
上記のとおり、第一種動物取扱業の実務経験を証明します。 年 月 日		
証明者住所		
電話番号		
証明者氏名		

※様式は「わんにゃんよかネット」に掲載しております

(2) 従業員の員数規制と 変更届について

従業員の員数規制について（経過措置中）

- ▶ 犬又は猫の飼養施設においては、飼養又は保管に従事する職員が飼養又は保管をする頭数の上限は、
1人当たり犬について20頭（うち繁殖犬は15頭）、
1人当たり猫については30頭（うち繁殖猫は25頭）とする。

※この頭数には親と同居する子犬・子猫の頭数は含まない。

※子犬・子猫については、親と離れた時点で1人当たりの飼養保管頭数に計上する。

従業員の員数規制について

	第一種事業者	
	犬	猫
R4.6.1～R5.5.31	30頭 (うち繁殖犬25頭)	40頭 (うち繁殖猫35頭)
R5.6.1～R6.5.31	25頭 (うち繁殖犬20頭)	35頭 (うち繁殖猫30頭)
R6.6.1～R7.5.31	20頭 (うち繁殖犬15頭)	30頭 (うち繁殖猫25頭)

職員1人当たりの飼養保管頭数

図表10 犬と猫の両方を飼養保管する場合の職員1人当たりの飼養保管頭数の上限

飼養または保管する犬の頭数		飼養又は保管をする猫の頭数	
	うち繁殖の用に供する頭数		うち繁殖の用に供する頭数
0	0	30	25
1	1	29	24
2		28	23
3	2	27	22
		26	21
		25	20
		24	19
		23	18
		22	17
		21	16
		20	15
		19	14
		18	13
		17	12
		16	11
		15	10
		14	9
		13	8
		12	7
		11	6
		10	5
		9	4
		8	3
		7	2
		6	1
		5	0
		4	0
		3	0
		2	0
		1	0
		0	0

飼養または保管する犬の頭数		飼養又は保管をする猫の頭数	
	うち繁殖の用に供する頭数		うち繁殖の用に供する頭数
10		15	13
①11	③8	②14	④12
		13	11

飼養する動物の数の変更について

▶ 提出書類

- 第一種動物取扱業変更届出書
- 飼養施設の平面図（変更がある場合）
- ケージの平面図、立面図（変更がある場合）

変更から30日以内の届出が必要です

様式第7（第5条第3項関係）年 月 日

届出者氏 名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
住 所 等
電話番号

第一種動物取扱業変更届出書

氏名・名称・住所・代表者氏名
事業所の名称・所在地
動物取扱責任者の氏名
動物取扱責任者の職歴及び職
位として取り扱う動物の種類及び数
飼養施設の所在地・構造及び設備
飼養施設に備える設備の種類、規模等（犬又は猫に限る）
役員の名義・住所
事業所以外の場所において重要事項の説明等を行う職員
事業所に配置される職員の総数
従業員数
犬猫等健康安全管理

を変更したので、

動物の飼養及び管理に関する法律第14条第2項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記	
1 届 出 年 月 日	年 月 日
2 変 更 番 号	
3 第一種動物取扱業の種類	<input type="checkbox"/> 販売 <input type="checkbox"/> 保管 <input type="checkbox"/> 貸出し <input type="checkbox"/> 訓練 <input type="checkbox"/> 展示 <input type="checkbox"/> その他（ ）
4 変更内容	<input type="checkbox"/> 変更前 <input type="checkbox"/> 変更後
5 変 更 年 月 日	年 月 日
6 変 更 理 由	
7 添 付 書 類	<input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> 役員名簿第12条第1項第1号から第7号の2 までに該当しないことを示す書類 <input type="checkbox"/> 動物取扱責任者が法 第12条第3項第1号から第7号の2までに該当しないことを示す書類 <input type="checkbox"/> 第3条第6項に規定する使用人が法第12条第3項第1号から第7号の 2までに該当しないことを示す書類 <input type="checkbox"/> 飼養施設の平面図 <input type="checkbox"/> ケージ等 の構造を示す平面図・立面図（犬又は猫の飼養又は管理を行う場合に相 当。） <input type="checkbox"/> 飼養施設の詳細の見取図 <input type="checkbox"/> その他（ ）
8 備 考	

※様式は「わんにゃんよかネット」に掲載しております

本日の主な研修内容

- 1 動物取扱業に関連するオンライン申請について
- 2 狂犬病予防法の特例制度について
- 3 動物取扱責任者の実務について（員数、責任者変更等）
- 4 その他

令和5年度 動物取扱責任者研修会

【事例紹介等】

- (1) 動物取扱業者に関する相談・苦情事例
- (2) 登録の欠格要件及び登録取り消し事例
- (3) 飼育鳥での高病原性鳥インフルエンザの発生事例
- (4) 爬虫類の保管に関する協力依頼

41

- (1) 動物取扱業者に関する
相談・苦情事例

42

市民からの相談事例

販売 全動物種

①動物を購入する際に、あまり詳しく説明してもらえなかった。

<想定される原因>

・事業所で、一般の購入者に対して書面、又は電磁的記録を用いて、重要事項の説明(18項目)を行っていない、もしくは説明する項目が不足している。



- ◆一般の飼い主に動物を販売する場合は、契約の前に動物を直接見せ、重要事項の説明をしなければいけません。
- ◆対面説明の場所は登録した事業所のみに限られています。

※動物愛護法第21条の4違反 ⇒ 勧告・公表・命令・罰則の対象

43

(2) 欠格要件と登録取り消し事例

44

欠格要件とは？

- ▶ 動愛法第12条第1項第1号から第7号の2に定められています。
- ▶ 申請者、当該法人の役員、環境省令で定める使用人、動物取扱責任者がこれらの要件に該当する場合、登録を拒否することとなっています。
- ▶ 動愛法第12条第1項第1号・第2号・第4号・第5号の2から第9号に該当することとなったときは、6月以内の業務停止命令もしくは登録の取り消しの対象となります。

45

施行規則第2条第2項第2及び3号関係

年 月 日

動物愛護管理法第12条第1項第1号から第7号の2までに該当しないことを示す書類

申請者 氏名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
住所
電話番号

以下の者は、下記事項のいずれにも該当しません。

申請者
 当該法人の役員
 環境省令で定める使用人
 動物取扱責任者

事 項

1 心身の故障によりその業務を遂行することができない者として環境省令で定める者

2 従事手続開始の決定を受けて義務を得ない者

3 法第19条第1項の規定により登録を取り消され、その処分の日から5年を経過しない者

4 法第18条第1項の登録を受けた者（以下「第一種動物取扱責任者」という。）で法人であるものが法第15条第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分の日前90日以内にその第一種動物取扱責任者の職であった者でその処分の日から5年を経過しないもの

5 法第19条第1項の規定により業務の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者

5の2 罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

6 この法律の規定、化製規程に関する法律（昭和23年法律第140号）第10条第2号（同法第9条第5項において準用する同法第7条に係る部分に限る。）若しくは第3号の規定、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第223号）第69条の7第1項第4号（動物に係るものに限る。以下この号において同じ。）若しくは第5号（動物に係るものに限る。以下この号において同じ。）、第19条第1項第3号（同法第18条第3項又は第32条の規定に基づく命令の規定による承認（動物の輸出又は輸入に係るものに限る。）に係る部分に限る。以下この号において同じ。）若しくは第5号（同法第9条第5項第1項第4号及び第5号に係る部分に限る。）若しくは第5号（同法第10条第1項第3号（同法第69条の7第1項第4号及び第5号に係る部分に限る。）の規定、狂犬病予防法（昭和35年法律第217号）第27条第1号若しくは第2号の規定、絶滅のおそれのある野生動物種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）の規定、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）の規定又は特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号）の規定はより罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

7 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第117号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

7の2 第一種動物取扱責任者に関し不正又は不適切な行為をすらしめると認められる相当の理由がある者として環境省令で定める者

備 考
この書類の大きさは、日本工業規格A4とすること。

この枠内に書
かれています

46

刑に処せられたことで欠格になる場合

【第12条第1項第5の2号】

違反の内容に関わらず、禁錮以上の刑に処せられた場合

【第12条第1項第6号】

以下の法律（適用条項省略）に違反し、罰金以上（10,000円以上）の刑に処せられた場合

- ・動物愛護法
- ・化製場等に関する法律
- ・外国為替及び外国貿易法
- ・狂犬病予防法
- ・絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律
- ・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
- ・特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律

47

登録の取り消し事例① 全業種 全動物種

「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」第21条3項違反

- ・登録票を伴わずにアジアアロワナを販売（違反）



- ・罰金（10万円）の略式命令



動物取扱業の登録取り消し

48

登録の取り消し事例② 全業種 全動物種

- 「獣医師法」違反
 - ・無資格でマイクロチップを犬に装着
 - 「偽造有印私文書行使」
 - ・犬の健康診断証明書の偽造
- ↓
- ・懲役2年執行猶予3年の刑
- ↓
- 動物取扱業の登録取り消し

49

(3) 高病原性鳥インフルエンザ発生事例

50

全業種 鳥類

高病原性鳥インフルエンザ発生状況 (令和4年シーズン・飼育鳥)

・陽性確認件数 1都5県 計10件

- ▶ コブハクチョウ 5例
- ▶ モモイロペリカン 1例
- ▶ チリーフラミンゴ 1例
- ▶ ヘビクイワシ 1例
- ▶ ツクシガモ 1例
- ▶ ソデグロヅル 1例

51

高病原性鳥インフルエンザへの対応

「動物園等における飼育鳥に関する高病原性鳥インフルエンザへの対応指針※」に基づいて対応する。

※環境省HPに掲載 令和5年10月中に改訂版が出される予定

【相談・連絡先】

- ・ 東部動物愛護管理センター (Tel:691-0131)
- ・ 福岡県中央家畜保健衛生所 (Tel:633-2920)

※発生疑い時には両方に連絡が必要です

【注意点】

飼養鳥であっても、家きん（鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥）の類は家畜伝染病予防法の適用を受けるため、家畜保健衛生所の指示に従うこと。

52

(4) 爬虫類の保管に関する協力依頼

令和5年8月28日(日)、城南区で逸走したペットと思われるヘビがいるとの通報があり、警察署に保護されました。



ボールパイソンでした

動物愛護管理センターでは犬猫のみ収容。

犬猫以外のペット動物（特に爬虫類）を保護した際に警察署では保管に苦慮している。

53

警察で保護された爬虫類の 保管に関するお願い

爬虫類の専門知識が豊富な動物取扱業者で預かっていただけないか？

対象：爬虫類（ヘビ・トカゲ・カメなどのペット）

預かり期間：3か月

- ・預かりはボランティア
- ・飼い主が現れなかった場合には、預かった方の所有物になる。
- ・飼い主が現れた場合には、預かり中にかかった費用を飼い主に請求できる。

ご協力いただける方がいらっしゃいましたら、研修受講アンケートにご記入をお願いいたします。

54

定期報告書の提出はお済みですか。

- ▶ 提出期間は、前年度分を 4月1日 から
5月30日 までとなっています。



対象：販売業・貸出し業・展示業・譲受飼養業

対象動物：犬・猫・その他哺乳類・鳥類・爬虫類

R4年度分の提出がお済みで無い方は、10月31日
(火)までに、郵送・FAX・メールで提出して下さい。

55

お疲れ様でした

ご清聴
ありがとうございました



56